１　条例制定の趣旨

那須塩原市百村に位置する「木の俣園地」は、木の俣川の清流や木々の織りなす豊かな自然を満喫できる美しい園地です。都心からのアクセスも良く、多くの観光客が訪れます。

一方、夏期には観光客の増加とともに駐車場の不足による交通渋滞が発生し、付近の道路形状も相まって危険な状態が発生しています。また、ごみのポイ捨てや直火での焚火など利用者のマナー違反が横行しており、地域の有志による定期的なゴミ拾いや巡回を実施していますが、対応には限界があり、ひいては環境悪化が懸念されます。

こうした状況は数年前から恒常化しており、地元から改善の要望が寄せられていますが、現状の体制及び制度では、これ以上の解決は見込めず、かつ規制を行うことも難しい状況です。木の俣園地を永続的に美しく保ち、住民と観光客が共存するためには、利用のルールを明確化する必要があります。

本市は令和３年度「日本版持続可能な観光ガイドライン」モデル地区に、また、国際的認証団体が実施する表彰制度である「世界の持続可能な観光地TOP100選」に関東で唯一選出されました。全国、世界の先駆的な役割を担う立場として、持続可能な観光地を目指し、オーバーツーリズム対策を推進していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、木の俣園地での禁止行為や制限行為を定め、また、受益者負担の考えを導入し、駐車料金を徴収する仕組みを構築するため本条例を制定するものです。

２　条例の概要

木の俣園地の環境を保全し、後世に引き継ぎつつ観光振興を図るため、禁止行為及び制限行為と繁忙期（７月～８月）の駐車場の使用条件を規定します。

【主な内容】

・禁止行為（火気使用、テント等の設置、騒音、ペットの放し飼い、ごみ捨て等）の規定

・制限行為（物品の販売、興行、展示会等）の規定

・繁忙期（７月～８月）における駐車場の有料化及び利用時間の導入

３　今後の予定

|  |  |
| --- | --- |
| 令和3年１１月２６日～令和３年１２月２４日 | 市民意見募集（パブリックコメント） |
| 令和３年１２月～令和４年１月 | 市民意見の整理、意見に対する市の考え方の公表、条例案への反映等 |
| 令和４年３月 | 条例案を議会に上程 |
| 令和4年4月～令和4年6月 | 周知期間 |
| 令和4年7月1日 | 条例施行（予定） |